

地域連絡会議について

(1) 地域連絡会議の概要

ユネスコ世界遺産センターによる「世界遺産条約履行のための作業指針」によれば、「各推薦物件は、望むらくは参加型手法による、顕著な普遍的価値の保存方法を明示する適切な管理計画または他の文書化された管理体制を有するべきである。」としており、「参加型手法」のシステムとして、国内の既登録地においても、地域連絡会議が設置されているところ。

奄美・琉球地域連絡会議における検討事項（案）は以下の通り。

- 1 . 世界自然遺産候補地の管理計画に関する事項
- 2 . 候補地の適正な保全管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- 3 . その他

管理計画の策定主体はあくまでも行政機関。奄美・琉球の場合は那覇自然環境事務所、九州森林管理局、鹿児島県、沖縄県、各地域の市町村となる。

(2) 奄美・琉球における地域連絡会議の設置（案）

奄美・琉球においては国内では初めて「連続性のある資産」として推薦することを目指しており、奄美・琉球の特性に応じた管理体制が必要である。そこで、地域連絡会議を設置した上で、各地域それぞれに部会設置をする。

それぞれの地域の管理に係る関係機関・関係団体で組織する。検討体制図は資料 4 2 の通り。